

～FOMC(2026年9月)～

FRBは0.25%の利上げを決定、追加利上げの余地を残す

FRBは2%目標への適時な回帰を支援すべく利上げを決定

FRB(米連邦準備制度理事会)は9月15日、16日に開催したFOMC(米連邦公開市場委員会)において、全会一致で0.25%の利上げを決定しました(図表1)。これにより、政策金利であるFF(フェデラルファンド)レートの目標レンジは3.75%～4.00%へ引き上げられます。

利上げ決定の背景には、インフレ率を2%目標へ適時に回帰させるという強い意志があります(図表2)。8月のジャクソンホール会議において、ウォーシュ議長は「基調的なインフレ率が目標の2%へ明確に、かつ十分な速度で向かっていると確信できなければ、やるべき仕事が残されている」と述べ、利上げの可能性を事前に示唆していました。その後公表された8月のコアCPIは前月比+0.3%と市場予想(同+0.2%)を上回ったことで、市場では今回の利上げはほぼ確実視されていました。

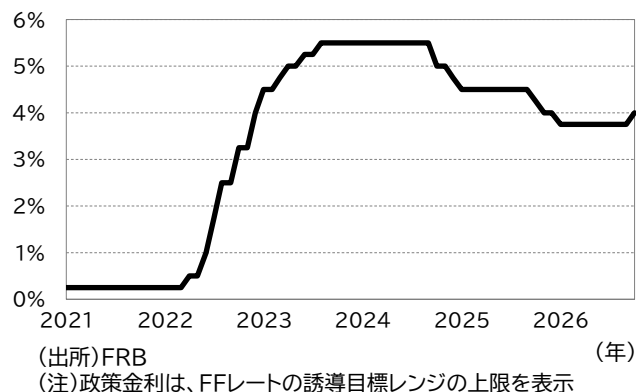
ドットチャートは年内1回の追加利上げを示唆

同時に公表された声明文や記者会見は、総じてタカ派的な内容となりました。声明文では、新たに「国内需要は底堅い」との文言が追加され、インフレが「依然として高水準」であるとした上で、「本日の政策措置はFOMCの2%目標へのより適時な回帰を支援する」との姿勢が示されました。また記者会見において、ウォーシュ議長は足元の広範な金融環境を「抑制的」と表現せず、今回の措置を「過剰な緩和を小幅に調整したに過ぎない」と説明し、追加利上げの余地を残しました。

焦点であったドットチャートでは、2026年末の中央値が4.125%へと引き上げられ、年内残り2回(10月、12月)の会合のうち、いずれか1回の追加利上げが示唆されました(図表3)。当社では、今回の利上げのみでは基調的なインフレ率を2%目標へと回帰させるには不十分であり、追加利上げが不可欠であると判断しています。次回10月会合については、11月3日の中間選挙直前という政治的配慮から据え置かれる公算が大きいものの、12月会合では、物価上昇率が十分な速度で2%へ向かうよう、さらなる緩和度合いの調整(追加利上げ)に踏み切る可能性が相応にあると考えています。

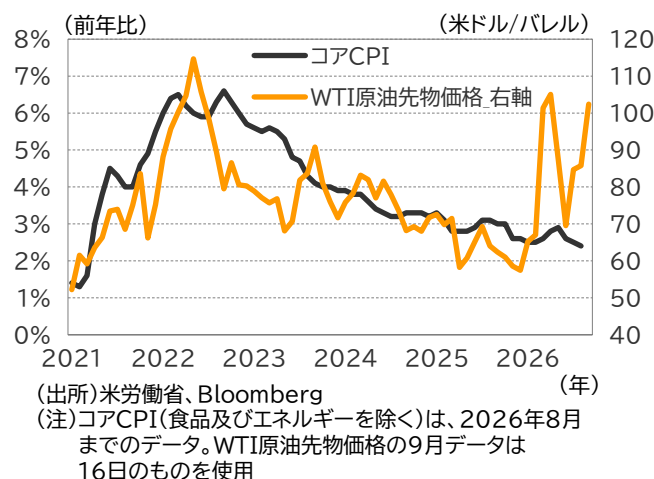
【図表1 政策金利の推移】

2021年1月～2026年9月、月次



【図表2 WTI原油先物価格、コアCPIの推移】

2021年1月～2026年9月、月次



【図表3 ドットチャートの政策金利見通し】

2026年6月、9月の比較

	6月		9月	
	年末中央値	年間の政策変更	年末中央値	年間の政策変更
2026年	3.750%	利上げ0.5回	4.125%	利上げ2回
2027年	3.625%	利下げ0.5回	4.125%	据え置き
2028年	3.375%	利下げ1回	3.875%	利下げ1回
2029年	—	—	3.625%	利下げ1回
Longer run (中立金利)	3.0625%		3.250%	

(出所)FRB公表資料をもとに東京海上アセットマネジメント作成
(注)政策金利の水準は、FFレート誘導目標レンジの中央値

※上記は過去の実績及び将来の予想であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

(次頁へ続く)

※上記は作成日時時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

投資信託にかかるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかる費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3%(税込)
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年率1.903%(税込)
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
- その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

【一般的な留意事項】

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/> サービスデスク 0120-712-016 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

商号等:東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会:一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会